

全国運動速報

【発行】 国鉄闘争全国運動事務局

2013年9月25日発行

千葉市中央区要町2-8 DC会館内

nationwidemovement@yahoo.co.jp

鉄建公団訴訟控訴審判決 反動判決弾劾！

新たな最高裁署名運動の力で 解雇撤回・JR復帰かちとろう



署名名4万4286筆

全国のみなさんありがとうございました

署名運動の力で押し返した

9月25日、動労千葉鉄建公団訴訟の判決言渡しがあり、東京高裁・難波裁判長は「解雇は有効」とし、JRへの復帰も認めない判決を下しました。絶対に許せない！

しかし、難波裁判長は一審の認定した、名簿不記載が不当労働行為であったことを否定する

ことは出来ませんでした。この間の経緯を見れば、国鉄分割・民営化に反対する闘いをすべて切っ捨てることが、難波裁判長の「使命」であったはずですが、一審判決を下した白石裁判長が突如、左遷され、同じく解雇撤回を闘う国労闘争団の裁判で、白石裁判長の下した判決内容を

は、総計4万4286筆（団体署名361筆）集まりました。多くの仲間とともに懸命にかちとった勝利です。

一つ一つ否定した判決が確定させられていきます。「国鉄改革法に触れるものは許さない」という、裁判所のレベルを超えた国家意思による大反動です。

難波裁判長は判決文において、国鉄改革法の下では、JRに採用されなければ「当然に清算事業団職員となる」ので採用候補者名簿への不記載が不当労働行為であっても関係ないと

言っています。そして清算事業団職員になった者は3年で解雇されることになっているから解雇は有効だとしています。

さらに、なんと採用候補者名簿に記載されてもJRに採用されたとは限らないというので、驚くべき暴論です。実際にはJR東日本管内において採用希望者は定員を下回っており、採用候補者名簿に記載されて不

採用とされた人は一人としていません。そもそも、裁判所自身が「JRは国鉄の作った採用候補者名簿を一切選別せず、そのまま採用したから不当労働行為ではない」というペテンを用いてJRに責任はないとしてきたのです。国鉄分割・民営化による解雇は有効とし、絶対にJRに復帰させない。そのためなら、法律も理屈も関係ないという、本当に許し難い内容です。

新たな署名運動にご協力を
裁判闘争の舞台が最高裁へと移る中、ただちに新たな署名運動を開始します。そして、世の中に蔓延した民営化・外注化、非正規職化に解雇自由のすべてをひっくり返す。そのために、敵が国家権力の最後の牙城であっても、絶対にぶち破って解雇撤回にむけ全力で闘いましょう。署名運動への多大なるご尽力に心から感謝すると共に、新たな署名運動へのご協力を呼びかけます。

判決のポイント

- 解雇は有効であり、JR復帰も認めない
- 名簿からの排除は不当労働行為だった
- 名簿に記載されても採用されたとはいえない